

利府町告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項並びに地方自治法施行令第158条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号の規定により、町税、保険料等の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年3月27日

利府町長 熊谷 大



1 委託した税目

- (1) 町県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税（種別割）
- (4) 国民健康保険税

2 委託した保険料等

- (1) 介護保険料
- (2) 後期高齢者医療保険料
- (3) 保育所保育料(延長保育料含む)
- (4) 住宅使用料
- (5) 学校給食費
- (6) 児童クラブ使用料
- (7) 災害援護資金貸付金
- (8) 保育所給食費
- (9) 墓地管理料

3 委託の相手方

東京都江東区木場一丁目5番25号 りそな決済サービス株式会社

4 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで